

令和2年度 第2回

九州地方整備局 コンプライアンス・アドバイザリー委員会議事概要

1. 開催日時 令和3年2月26日(金) 14:00～15:30

2. 開催場所 福岡第二合同庁舎 共用第2・第3会議室

3. 出席委員

委員長	砂田 太士	福岡大学 法学部教授
委員	高田 亜朱華	藤井・高田法律事務所 弁護士
委員	村上 英明	福岡大学 法科大学院教授
委員	矢野 真紀	矢野真紀公認会計士事務所 公認会計士

(敬称略、委員五十音順)

4. 議事

- (1) 九州地方整備局コンプライアンス推進計画(令和3年度～令和5年度)[案]について
- (2) その他

5. 議事の概要

- (1) 九州地方整備局コンプライアンス推進計画(令和3年度～令和5年度)[案]について

新たに九州地方整備局の「使命」を取り入れた、コンプライアンス推進計画(令和3年度～令和5年度)[案]について、九州地方整備局から説明がなされ、説明を受けて委員から次のような主旨の発言がなされた。

○全体について

- ・「コミュニケーション」の大切さを強調して「風通しのよい職場づくり」を進めることは、極めて重要なことである。
- ・これまでの推進計画で積み上げたものを適切に活用し、分かりやすい推進計画になったことは高く評価する。
- ・推進計画に掲げられている取組について、引き続き更なる努力をお願いする。

○基本方針について

- ・九州地方整備局の「使命」を明確にしたということで、より九州地方整備局におけるコンプライアンスへの取組が前進すると考えられる。

○取組の基本となる「コミュニケーション」を深めることについて

- ・コミュニケーションについては、もちろん常に職員の方々が意識を持つということではあるが、具体的にどのような場、あるいは機会を通じて「コミュニケーション」を深めていくことができるかということ、組織として考えておくことが望まれる。
- ・テレワークを実施する中で、コミュニケーションを図っていく手法は、日本全国どこの組織も取組の道半ばと思われる。今後、新たな手法も含めて色々な方法で、コミュニケーションの深化を図ることが望まれる。

- ・不正事案防止の観点から「一人にしない、一人にならない」というポイントは、非常に重要であると思われる。

○「職員一人ひとりの知識・意識の向上」について

- ・職員が「研修・講習会」へ参加することはもちろん重要であるが、「研修・講習会」を充実させ、意義があるものにするためには、職員一人ひとりが当事者意識とか問題意識を持って、主体的に取り組むことが望まれる。

○推進計画の取組の評価について

- ・推進計画への取組状況の評価について、講習会等への参加結果などを定量的に捉えて評価することはもちろんであるが、事前と事後のアンケート結果などを通じて、職員一人ひとりが「主体的に取組み何かを身につけたか、大切な情報を共有できたか」という状況の評価する方法を採ることが望まれる。

○コンプライアンスに関する情報の周知について

- ・職員は、コンプライアンスが非常に重要であるとの認識があると思うが、具体的にどういう時にコンプライアンスの問題が生じてくるのかが大事になってくるので、具体例を周知することが必要である。

○情報セキュリティ対策について

- ・「テレワーク」の実施に当たり、情報セキュリティは極めて重要な問題であるので、職員に分かりやすく提示し、説明することが大切である。

【委員会としての意見】

九州地方整備局コンプライアンス推進計画（令和3年度～令和5年度）[案]について、了承する。今後、本日の委員会における各委員の発言内容に留意しつつ、本推進計画に基づく取組を推進していただきたい。

(2) その他

○コンプライアンスに関して各委員からアドバイスが述べられた

- ・不正が起きる背景の1つに、組織のためにコンプライアンス違反を起こしてしまうケースが案外と多い。九州地方整備局では「使命」を大事にしていると聞いている。組織のためということの前に、この「使命」というところをしっかりと共有していただきたい。
- ・推進計画には、国民全体の信頼を背負っているという高い倫理観を持って困難な問題にも立ち向かっていくという、コンプライアンスの積極的な意味合いが十分反映されている。推進計画に掲げられている、具体的な取組を着実に実行していただきたい。
- ・コンプライアンスは非常に重要であるが、抽象的でよく分からないという方もいるので、出来るだけ「具体化する見える化する」など、いかに分かりやすくしていくかが大事である。
- ・求められる内部体制の形は、組織のトップで決まったことが全体にしっかりと届くこと。そして、現場で起こったトラブルが、正確かつ迅速に組織のトップに伝わること。
- ・法令の中では禁止されていない行為であっても、その行為を行うと「不当」になるということがある。コンプライアンスとは、ルールを守れば良いということではなく「妥当」であるかどうかという大きな基準がある。

- ・コンプライアンスというのは、難しく考える必要は無く「なぜそういうことをやってはいけないのか」を考えるとところからスタートすれば、自ずと身につくものである。

以上